

利用目的の公表について

北海道農業団体健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者や被扶養者（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報保護管理規程の別表1に記載した個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

- 1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。
 - ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、続柄、報酬月額等、任意継続被保険者の住所及び電話番号）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
 - ・ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
 - ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分いたします。
 - ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
 - ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動さ

せて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。

- ・ 「マスター」の氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、確認することがあります。
- ・ 「マスター」の入力処理の一部を健康保険業務システム業者「T I S北海道株式会社」に委託しています。
- ・ 当組合機関誌を被保険者に配付するため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを機関誌委託業者「株式会社法研」に渡し、所属事業所及び任意継続被保険者に送付します。
- ・ 母子保健対策にかかる情報誌を配付するために、「マスター」の保険証記号番号、氏名、住所データを情報誌委託業者「(株)赤ちゃんとママ社」に渡し、所属事業所経由で対象者に送付します。
- ・ 家庭常備薬等の斡旋について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名（任意継続被保険者については住所データを含む）を家庭常備薬等斡旋業者「白石薬品(株)東京支社札幌営業所」に渡し、家庭常備薬等の斡旋を委託して実施します。
- ・ 健保連北海道連合会との共同事業の実施にあたり、委託先事業者「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別により作成した対象者名簿を渡し、事業を委託して実施します。

2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
- ・ 給付記録を保存し、以降の申請チェックに用います。
- ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要がある場合、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
- ・ 柔道整復施術療養費支給決定後にかかる支払いを「(株)HBA」に委託して行います。
- ・ 現金給付等の支給決定内容を基に、高額療養費及び現金給付を所属事業主経由で被保険者（任意継続被保険者を除く）に支給します。

3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。

- ・ レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
- ・ 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
- ・ 高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
- ・ レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
- ・ レセプトデータを基に、高額療養費の支給決定を行います。

- ・ レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- ・ レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者「トッパン・フォームズ(株)」に委託し、医療費通知を所属事業所経由で加入者に通知します。
- ・ レセプトデータを基に、レセプト点検・審査委託業者「(株)大正オーデット札幌支店」「健保連北海道連合会」に委託を行います。
- ・ レセプトデータを基に、ジェネリック医薬品利用推進業務を「(株)エヌシーアール社会保険サービス」に委託して実施します。
- ・ レセプトデータの中から、老人の長期入院者を抽出し、保健師による相談事業を実施します。
- ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- ・ 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、外部翻訳業者に委託します。
- ・ 第三者求償事務において、レセプトのコピーを保険会社・医療機関等へ送付し、第三者傷害による傷病名を照会し求償額の決定を行います。
- ・ 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・高額医療グループに送付し、医療費の助成を受けます。
- ・ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。

4 各種健康診査の実施と結果について

- ・ 結果数値については、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータを比較することによ

て、健康管理事業や保健指導の参考にします。

- ・ 各種健康診査については、「北海道厚生農業協同組合連合会」「函館中央病院」「みなみ病院」「釧路孝仁会記念病院」「網走脳神経外科・リハビリテーション病院」「(公財)北海道労働保険管理協会」に業務委託して実施します。
- ・ 健診結果を基に、「SOMPO リスケアマネジメント(株)」「(株)ベネフィットワン・ヘルスケア」「北海道厚生農業協同組合連合会」「函館中央病院」「みなみ病院」に特定保健指導を委託して実施します。

5 その他保健事業の実施について

- ・ 研修会の参加者名簿を参加者に配付します。
- ・ 健康チェック事業については、被保険者へ配付する調査票及び結果票の印刷・封入を「トッパン・フォームズ(株)」、被保険者から提出された調査票を電算処理するためパンチ入力を「T I S 北海道(株)」に委託します。
- ・ 加入者の申込データを基に、家庭常備薬等幹旋品及び各種衛生資料(器材)の配付について、事業主経由で行います。
- ・ 保健事業への参加奨励文書及び特定健康診査の受診奨励文書の封かんに係る業務を「(株)三浦印刷」に委託して実施します。
- ・ 健保会館の運営及び清掃を「東京美装興業(株)」に委託して実施します。
- ・ 事業主との共同事業として、加入者の健康保持・増進に向け健診及び精密検査の受診奨励、保健指導及び健康相談の実施、生活習慣の改善、体育奨励事業を展開するため、労働安全衛生法に規定する健康診断のデータ、人間ドック等の検診項目のうち労働安全衛生法に規定するデータ、生活習慣健診のデータ、健康相談対象者・健診履歴・未健診者・精密検査等対象者・特定保健指導対象者・健康チェック対象者・各種アンケート調査対象者、巡回ドック案内対象者・各種生活習慣改善プログラム参加者・特定健康診査受診対象者(被扶養者)、その他これに準ずる対象者のリストを事業主と連携し相互利用します。

6 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿について

- ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
- ・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。

7 当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

- ・ 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。
- ・ 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、産業廃棄物収集運搬処理委託業者「北清商事(株)」に委託し、溶解処理を行います。
また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。
なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

8 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記1、2における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1、2で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

以上の取り扱いに関してご異存がある場合は、下記へお申し出ください。

札幌市中央区北4条西7丁目 北海道農業団体健康保険組合 総務課 TEL011-261-3272